

社会福祉法人 春風寮  
役員等の報酬等に関する規程

令和3年3月31日 施行



## 社会福祉法人春風寮役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春風寮（以下「法人」という。）の役員等に対する報酬、交通費及び宿泊費等（以下「報酬等」という。）の支給に関して、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において役員等とは、役員（理事・監事）のほか評議員、評議員選任・解任委員会委員及び苦情解決第三者委員をいう。

2 この規程において、常勤役員等とは所定労働時間が週30時間以上の者をいい、その他の役員等を非常勤役員等という。

3 報酬とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支給されるものである。

4 交通費及び宿泊費とは、役員等の職務執行のための旅行に必要な運賃、宿泊費等の実費弁償費として支給されるものである。

### (役員等の業務報酬等)

第3条 役員等（監事を除く。）が、それぞれの職務による法人業務に従事したときは、別表1により報酬及び交通費を支給する。

2 監事が職務による法人業務に従事したときは、別表2により報酬及び交通費を支給する。

### (評議員会及び理事会への出席報酬等)

第4条 役員等が評議員会及び理事会へ出席したときは、別表3により報酬及び交通費を支給する。

### (各種委員会への出席報酬等)

第5条 役員等が、評議員選任・解任委員会へ出席したときは、別表3により報酬及び交通費を支給する。

2 役員等が苦情解決第三者委員会へ出席したときは、別表3により報酬及び交通費を支給する。

### (出張旅費)

第6条 役員等が、それぞれの職務による法人業務により出張したときは、別表4により報酬、交通費及び宿泊料を支給する。

### (交通費の支給)

第7条 交通費は実費を支給する。

ただし、交通用具を使用した場合は、別表5により、交通費を支給する。

(報酬等の支給)

第8条 常勤役員等の報酬等の支払いは職員の給与支給に準ずる。

- 2 非常勤役員等の報酬等の支払いはその都度現金で支給する。
- 3 報酬は、源泉所得税額を控除した額を支給し、年末には源泉徴収票を発出する。
- 4 出張旅費は、必要により事前に概算額を支給し、出張終了後に精算することができる。

(重複支給の禁止)

第9条 非常勤役員等の報酬等が同一日に複数回ある場合は1回のみとし、重複支給はしない。

(適用除外)

第10条 役員等のうち、法人の職員は支給対象としない。

(報酬総額限度額)

第11条 定款第8条に規定する報酬総額を超えない範囲の金額は、別表6による。

(施行の細則)

第12条 役員等の報酬等に関して、この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

付則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日に施行した社会福祉法人春風寮役員・評議員・苦情解決第三者委員報酬及び旅費支給規程は廃止する。
- 3 この規程は、平成29年6月17日から施行する。
- 4 この規程は、平成30年6月7日から施行する。
- 5 この規程は、令和元年9月25日から施行する。
- 6 この規程は、令和3年3月27日から施行する。

別表1 (第3条関係)

	報酬	交通費	宿泊費
常勤役員等	月額 214,000円	実費	—
非常勤役員等	日額 10,000円		

別表2 (第3条第2項関係)

	報酬	交通費	宿泊費
非常勤役員等	日額 20,000円	実費	—

別表3 (第4条及び第5条関係)

	報酬	交通費	宿泊費
常勤役員等	—	実費	—
非常勤役員等	日額 5,000円		

別表4 (第6条関係)

	報酬	交通費	宿泊費
常勤役員等	—	実費	1泊 20,000円
非常勤役員等	1回 15,000円		

別表5 (第7条関係)

常勤役員等	交通用具使用の	2 Km以上の利用に	50円
非常勤役員等	交通費	つき1 Kmごとに	

別表6 (第11条関係)

役員報酬限度額	左の根拠
会議報酬	5,000円×13人×5回=325,000円
理事長	10,000円×2回×12月=240,000円
常務理事	214,000円×12月=2,568,000円
監事	20,000円×2人×4回=160,000円
合計	3,293,000円≤4,000,000円

(参考：本文には記載しない)

\*常勤役員報酬算出計算式

従前からの規定により、非常勤役員等(監事を除く)が業務に従事した時

⇒日額は10,000円

$((365日 - (9日 \times 12月)) \div 12)) \times 10,000円 = 214,000円$